

鈴鹿市子ども条例（仮称）骨子案

1 条例の目的

- ・子どもの健やかな育ちに関して、基本理念を定め、子どもの大切な権利や、市や保護者等の役割を明らかにすること。
- ・子どもに関する施策を継続的に推進するための基本的事項を定めること。
- ・子どもの権利が尊重され、子どもが健やかに成長できるまちを目指すこと。

2 定義

- ・子ども 18歳未満の者（18歳に達した後も引き続き子どもに関する施策の対象とする必要がある者を含む）
- ・保護者 親権を行う者、未成年後見人等の子どもを監護する者
- ・地域住民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- ・育ち学ぶ施設 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校
その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通所し、通学し、
又は入所する施設
- ・事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体

3 基本理念

- ・日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法等の理念に基づき、子どもを権利の主体として尊重すること。
- ・子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- ・子どもが主体的に社会に参加することのできる環境を整備すること。
- ・市や保護者等は、それぞれの役割を果たし、また、互いに連携・協力し合うことで、地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え合うこと。

4 子どもの大切な権利

- ・子どもは、児童の権利に関する条約が定める、生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利など、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができること。
- ・子どもは、自分にとって大切な権利の保障を求めることができることと同様に、他者の権利を尊重するよう努めること。

5 大人等の役割

(1) 市の役割

- ・子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進すること。
- ・施策の推進に当たっては、保護者等との協働に努め、国や県等と連携して取り組むこと。
- ・保護者等がその役割を果たすことができるよう必要な支援を行うこと。
- ・保護者等が相互に連携が図られるよう調整すること。

(2) 保護者の役割

- ・保護者は、子どもの養育及び発達について第一義的な責任があることを認識すること。
- ・子どもが自分を大切にすることが育み、豊かな人間性や社会性、基本的な生活習慣等を習得することができるよう努めること。
- ・周囲に必要な協力を求めながら、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりに努めること。

(3) 地域住民の役割

- ・社会全体で子育てをするという意識を持ち、交流や見守り活動等により、安全で安心して子どもが生活し、保護者や家庭が子育てをすることができる環境づくりに努めること。
- ・地域が子どもの豊かな人間性及び社会性を育む場であることを認識し、地域の取組において、多様な世代や子ども同士の交流等の機会の提供に努めること。

(4) 育ち学ぶ施設の役割

- ・子どもの年齢及び心身の発達に応じて、子どもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることができるよう支えること。
- ・子どもが自分と他人が持つ権利を理解し、尊重し、守ることを身に付けられるように支援すること。
- ・施設における子どもの安全を確保し、子どもが安心して過ごすことができる場となるよう、必要な支援を行うこと。

(5) 事業者の役割

- ・保護者が安心して仕事と子育てを両立できる職場環境づくりに努めること。
- ・地域社会の一員として、子どもの健やかな成長のための取組に協力するよう努めること。

6 施策・取組

(1) 子どもの意見表明及び参加の促進

- ・子どもの主体的な活動の支援に努めること。
- ・子どもが社会の一員として意見表明や参加する機会の設置に努めること。

(2) 子育て家庭への支援

- ・子育て家庭に対する妊娠期からの切れ目のない継続した支援を行い、保護者が安心して子育てをすることができる環境づくりに努めること。
- ・特別な支援が必要な家庭に対する、その状況に応じた適切な支援を行うよう努めること。

(3) 子どもの状況に応じた支援

- ・子どもに対する差別、虐待、いじめ、体罰や、不登校、ひきこもり、経済的困難等の未然防止や早期発見に努めること。
- ・個別に支援が必要であると考えられる子どもへの適切な支援を行うこと。

(4) 子どもの居場所づくり

- ・子どもが自分らしく遊び、休息し、集い、安心して過ごすことができる子どもの居場所づくりに努めること。

(5) 安全、安心な環境の整備等

- ・子どもを犯罪、事故、災害の被害その他子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守る取組の推進により、子どもが安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努めること。

(6) 相談体制の充実

- ・子どもからの相談、子どもについての相談に対し、関係機関と連携し、速やかな対応に努めること。
- ・相談窓口の周知に努めること。

7 計画・推進

(1) 計画の策定等

- ・子どもに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定めること。
- ・子どもに関する施策の実施状況について、鈴鹿市子ども・子育て会議において定期的な検証を行うこと。

(2) 広報及び啓発

- ・条例の内容について市民の理解を深めるよう、広報及び啓発に努めること。